

気象庁から内閣官房内閣情報調査室への防災情報の提供に関する申合せ

気象庁と内閣官房内閣情報調査室は、地震・津波、気象等に関する防災情報（以下「防災情報」という。）の迅速かつ的確な提供について、次のとおり申し合わせる。

平成 28 年 5 月 10 日

気象庁総務部企画課長 大林 正典



内閣官房内閣情報調査室
内閣情報集約センター主幹 大西 貞雄



（目的）

第 1 条 この申合せは、地震及び風水害等による重大な災害発生前後における災害応急対策を円滑に実施するため、気象庁から内閣官房内閣情報調査室に対する防災情報の提供について定め、災害対策に寄与することを目的とする。

（防災情報の提供手段及び装置等の設置）

第 2 条 気象庁は、気象庁の保有する情報システムと内閣官房内閣情報調査室の保有する以下の情報システムをオンラインで接続することにより防災情報の提供を実施する。

気 象 庁	気象情報伝送処理システム（アデス）
内閣官房内閣情報調査室	情報集約システム

（提供する情報）

第 3 条 気象庁から内閣官房内閣情報調査室に提供する防災情報の種類は、別表のとおりとする。

（通信回線に係る機器の設置）

第4条 通信回線に係る機器の設置運用等に要する経費負担範囲及び保守等に関する責任分界点は、別添「回線接続構成図」に示すとおりとする。

(計画停止)

第5条 気象庁及び内閣官房内閣情報調査室は、自己の情報システムを計画的に停止する場合、事前に相手先(別添「計画停止及び障害時等連絡先」)に連絡しなければならない。計画停止終了後は、速やかにその旨連絡し、運用再開の確認を行う。

(障害時の対応)

第6条 気象庁及び内閣官房内閣情報調査室は、情報システム等の障害を発見した場合は速やかに相手先(別添「計画停止及び障害時等連絡先」)に連絡しなければならない。

2 障害発生時等、オンラインによる防災情報の提供が不可能な場合には、気象庁は、別添「障害時等における防災情報の提供の代替手段」により、内閣官房内閣情報調査室に提供するものとする。

(有効期限)

第7条 この申合せの有効期限は、平成28年5月19日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに気象庁又は内閣官房内閣情報調査室から申し出がないときには、この申合せは更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(疑義の解決)

第8条 この申合せに関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、気象庁と内閣官房内閣情報調査室が協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この申合せの締結を証するため、本申合せ2通を作成し各自1通を保管する。

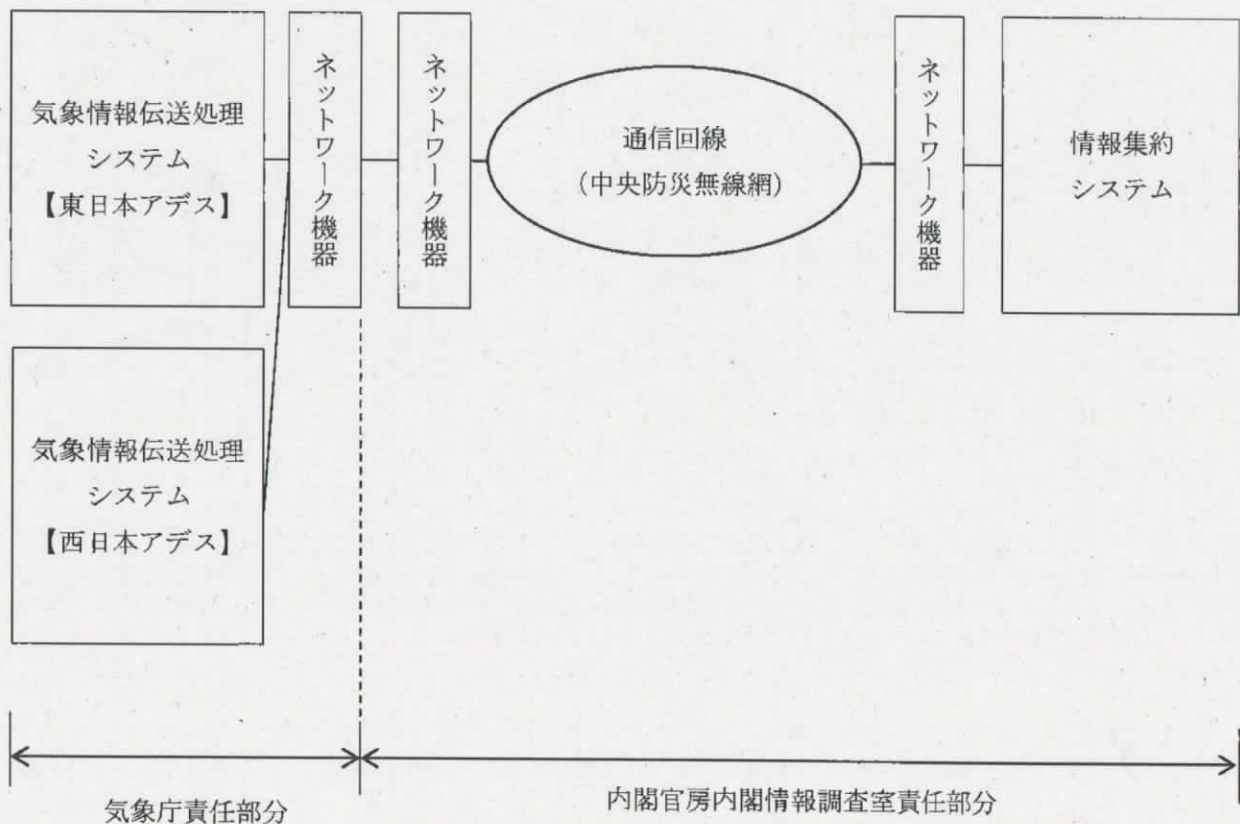
附則

- 1 この申合せは、平成28年5月19日から適用する。
- 2 この申合せの適用に伴い、「防災情報受信端末設置に関する申合せ(平成12年3月15日)」は廃止する。

別表

- (1) 特別警報（気象、高潮、波浪）
- (2) 警報・注意報（気象、高潮、波浪、洪水）
- (3) 全般気象情報
- (4) 記録的短時間大雨情報
- (5) 土砂災害警戒情報
- (6) 全般台風情報
- (7) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報
- (8) 津波情報
- (9) 震度速報、地震情報
- (10) 東海地震に関連する情報
- (11) 噴火警報、噴火予報
- (12) 降灰予報（定時）、降灰予報（速報）、降灰予報（詳細）
- (13) 火山の状況に関する解説情報、噴火に関する火山観測報
- (14) 火山現象に関する海上警報・海上予報

回線接続構成図



※中央防災無線網に係る内閣府との調整は、内閣情報調査室にて行う

計画停止及び障害時等連絡先

機関名	システム名	担当者及び連絡先
気象庁	気象情報伝送処理システム【東日本アドレス】	<p>予報部情報通信課システム運用室</p> <p>◇計画的作業の連絡先： 電子メール（宛先は別途調整）送付後、電話にて受領確認を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現業統括（執務時間帯） 電話 [REDACTED] ・現業統括補佐（執務時間帯） 電話 [REDACTED] <p>◇障害時の連絡先： ・現業班長（24時間） 電話 [REDACTED]</p> <p>電子メール（宛先は別途調整）は説明等必要に応じて利用</p>
	気象情報伝送処理システム【西日本アドレス】	<p>大阪管区気象台気象防災部通信課</p> <p>◇計画的作業の連絡先： 電子メール（宛先は別途調整）送付後、電話にて受領確認を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現業統括（執務時間帯） 電話 [REDACTED] <p>◇障害時の連絡先： ・現業班長（24時間） 電話： [REDACTED]</p> <p>電子メール（宛先は別途調整）は説明等必要に応じて利用</p>

<p>内閣官房内閣情報調査室</p>	<p>情報集約システム</p>	<p>内閣官房内閣情報調査室 内閣情報集約センター</p> <p>◇計画的作業の連絡先： 電子メール（宛先は別途調整）送付後、電話にて受領確認を行なう。</p> <p>・運用担当（執務時間帯）： 電話 [REDACTED]</p> <p>◇障害時の連絡先： ・官邸危機管理センター内別室（執務時間帯以外、24時間）： 電話 [REDACTED]</p> <p>電子メール（宛先は別途調整）は説明等必要に応じて利用</p>
--------------------	-----------------	--

障害時等における防災情報の提供の代替手段

1 提供先等

提供先
<p>官邸危機管理センター内別室（24時間）： 電話 [REDACTED] FAX [REDACTED]</p>

※代替手段による防災情報の提供は、気象庁予報部予報課から FAX 等により行う。（連絡先：【電話】[REDACTED] 【FAX】[REDACTED]

2 代替手段により提供する防災情報

情報名	提供範囲
大津波警報、津波警報、津波注意報	全国
地震情報（震度5弱以上）	全国
東海地震に関連する情報	全国
噴火警報	関東地方